

新型コロナウイルス ワクチン接種に関するお知らせ



<問合せ> 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎34・6975、FAX34・6929)
※午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日も受付)



ホームページ

4回目接種の対象者は、3回目接種から5か月経過した①60歳以上の市民、②18歳以上60歳未満で基礎疾患がある市民やその他重症化リスクが高いと医師が認める市民です。②に該当し、4回目接種を希望する人は、接種券の発行申請が必要です。以下の内容を確認し、申請してください。

※①に該当する人へは順次接種券を発送しますので、申請は不要です

4回目接種の際に接種券の発行申請が必要な人について

- 対象 次の(1)～(3)全てを満たす人
- (1) 豊田市民(豊田市に住民票がある)
 - (2) 申請日時点の満年齢が18歳以上60歳未満
 - (3) 以下の基礎疾患等の事由に該当している

【基礎疾患等の範囲】

- 以下の病気や状態の人で、通院か入院をしている人
 - ・ 慢性の呼吸器の病気
 - ・ 慢性の心臓病(高血圧を含む)
 - ・ 慢性の腎臓病
 - ・ 慢性の肝臓病(肝硬変[※]など)
 - ・ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病か他の病気を併発している糖尿病
 - ・ 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
 - ・ 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)
 - ・ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - ・ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ・ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障がい[※]など)
 - ・ 染色体異常
 - ・ 重症心身障がい(重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態)
 - ・ 睡眠時無呼吸症候群
 - ・ 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障がい者保健福祉手帳を所持している、自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当している)や知的障がい(療育手帳を所持している)
 - ※精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を所持している人については、通院や入院をしていない場合も該当します
- そのほか
 - ・ BMI(肥満度を表す体格指数)が30以上の人
 - ※ $BMI = \frac{\text{体重(キログラム)}}{\text{身長(メートル)}^2}$
 - ・ 重症化リスクが高いと医師が認める人

- 申請方法 以下のいずれかの方法で申請
- ・ インターネット(あいち電子申請・届出システム)での申請 **推奨**
 - ・ 郵送、市役所(感染症予防課)での申請
- ※申請書は市役所で配布。市ホームページからもダウンロード可
送付先 〒471・8501、西町3-60 感染症予防課



インターネット
申請はこちら

- 接種券の
発送 申請受付後、3回目接種から5か月経過した日以降にお手元に届くよう順次発送します。
接種券が届いたら、接種の予約をしてください。